

佐世保都市計画道路の変更(佐世保市決定)

都市計画道路中3・4・14号相浦中里線ほか2路線を廃止する。

理 由 佐世保都市計画道路のうち、3・4・14号相浦中里線ほか2路線において、道路計画の必要性及び事業実施の実現性について検討した結果、都市計画道路網の変更を行うものである。

参考 既決定計画書

種別	名 称		位 置			区 域	構 造	備考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な 経過地	延 長	幅 員	
幹 線 街 路	3・4・14	相 浦 中 里 線	日野町 1910番地	中里町 1839番地	母ヶ浦町	約3,170m	16m	
	3・4・29	川 下 母 ヶ 浦 線	佐世保市 川下町	佐世保市 母ヶ浦町		約310m	20m	
	3・5・15	下京町名切町線	下京町	名切町		約1,230m	15m	

【理由書】

1. 件名

佐世保都市計画道路（3・4・14号相浦中里線ほか2路線）の
変更（廃止）について【佐世保市決定】

2. 当該道路の概要及び変更の理由

都市計画道路中3・4・14号相浦中里線を廃止するものである。

都市計画道路中3・4・29号川下母ヶ浦線を廃止するものである。

都市計画道路中3・5・15号下京町名切町線を廃止するものである。

変更理由

長期間未整備となっている都市計画道路について、当初に計画決定された時点と現在とでは、社会経済情勢が大きく変化したことにより、都市計画道路に求められる機能や役割に変化が生じている。このような路線を既定計画どおりに整備しても都市機能の向上に繋がらないばかりか、沿道地域のまちづくりに支障を与えないとも限らない。その一方で、なお整備しないまま存置していれば、都市計画道路予定地の土地所有者に不利益を与えることが懸念されるため、このような都市計画道路について見直しを行い、変更を行うものである。

3・4・14号相浦中里線について

都市計画道路相浦中里線は、佐世保市日野町から中里町までの幹線街路である。3・4・3号佐世保相浦循環線を補完するものとして昭和40年に都市計画決定している。

2車線で整備されている現道が一部あるものの、周辺道路網の充実に伴い、現況及び将来の交通量は少ないことから、交通処理上の支障はなく、道路計画の必要性は低い。また、決定以降、計画区域内で建築物が多数増加しその移転が必要となり、当該路線を整備することによりコミュニティの分断が生じることから、地域への影響が大きく、実現性が低いため廃止する。

3・4・29号川下母ヶ浦線について

都市計画道路川下母ヶ浦線は、佐世保市川下町から母ヶ浦町までの幹線街路である。3・4・3号佐世保相浦循環線、3・4・14号相浦中里線と一体的な街路網形成を図るものとして昭和40年に都市計画決定している。

周辺道路網の充実に伴い、未整備区間における将来の交通量は少なく、加えて、一体的に機能を果たす3・4・14号相浦中里線も廃止の方針であり、道路計画の必要性は低い。また、現計画は、公共施設の移転が生じ地域への影響が大きく、実現性が低いため廃止する。

3・5・15号下京町名切町線について

都市計画道路下京町名切町線は、佐世保市下京町から名切町までの幹線街路である。佐世保市の健全な復興都市建設を図ることを目的に、復興都市計画街路として昭和21年に都市計画決定している。

交通量の面では現況において混雑はなく、将来においても混雑は想定されない。また、現道に一部狭隘な区間があるものの、道路管理者による現道の拡幅改良（車線増、歩道整備）が予定されており、交通処理の円滑化や歩行者の安全確保が図られることから、将来的に交通処理上の支障はなく、道路計画の必要性は低い。さらに、現計画は、家屋移転に加え小学校や鉄道等に支障が生じるため地域への影響が大きく、道路構造令への適合も困難であり、実現性が低いため廃止する。